

令和6年度中に策定・変更・廃止が予定されている計画等

環境・農水常任委員会 資料 2
令和 6年(2024年) 5月15日
農 政 水 産 部
(部局名：農政水産部)

計画の名称	計画期間	区分	法律上の位置づけ				その他	備考（根拠法令、上位計画等） ※策定等は令和7年度以降になるが令和6年度中に委員会で 骨子案等の報告を行う予定の計画、策定等の後に議会への 報告義務等がある計画は、その旨を明記してください。	所管課名
		策定 変更 廃止	法定 受託	義務	努力 義務	任意			
滋賀県農業・水産業基本計画	令和8年度～ 令和12年度	策定					○	策定は令和7年度末であるが、令和6年度の常任 委員会で骨子案等を報告予定。	農政水産部 農政課

次期「滋賀県農業・水産業基本計画」の策定について

1 趣旨

県では現在、令和3年10月に策定した「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき2030年を見据え、農業・水産業の振興に取り組んでいる。

現計画は令和7年度で計画期間の終期を迎えるため、現計画の施策評価の結果や、生産者をはじめとする多様な主体の声、近年の農業・水産業を取り巻く環境の変化、国の食料・農業・農村基本法の見直し状況を踏まえ、次期「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定する。

2 次期計画の基本的な枠組の考え方

(1) 計画期間

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）までの5年間とする。

(2) 計画の性格

「滋賀県基本構想」を上位計画とする農業・水産業部門の基本計画として位置づけ、本県農政の総合的な推進の指針とする。

(3) 策定主体

審議会答申、市町・関係団体の意見、県民政策コメントなどを踏まえ、県議会の議決を経て県が策定する。

3 検討の経過および今後の主なスケジュール

令和5年度	11月	部内策定チーム設置
	1～3月	審議会委員選考
	12～3月	部内策定チームにおいて、「農業・水産業のあるべき姿の検討」、「現状と課題の把握にむけた社会情勢の変化に関する調査」等を実施
令和6年度	5月	県内6地域での市町・生産者等と現状と課題について意見交換会 農業・漁業者、飲食事業者、消費者、農業関係生徒へのアンケート
	7月	第1回審議会（「とりまとめの方向（現状・課題）」）
	9月	第2回審議会（骨子素案）、常任委員会
	11月	第3回審議会（骨子案）、常任委員会
	11～3月	県内6地域での市町・生産者等と骨子案について意見交換会等 意見交換結果等を踏まえて、部内で計画素案の検討
令和7年度	4月	第4回審議会（計画素案）、常任委員会
	6月	第5回審議会（計画原案）、答申、常任委員会
	10月	県民政策コメント
	11月	議会への策定状況報告
	2月	県議会に提案
	3月	策定・公表